

農業委員会報 50号

編集と発行 令和7年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080（茨城町役場内）
電話（029）240-7117（直通）



川島 仁一さん（小鶴）

地域の担い手紹介

小鶴地区の川島仁一さんは、米の栽培を中心に行っている専業農家です。耕作面積はおよそ28町歩で、川島さん夫婦と両親の4名で営んでいます。

3年前からドローンを導入し、人手を増やさず、経営を拡大してきました。今後、さらに10町歩ほど経営面積を増やす計画で、農業用の無人機械などの導入を検討しながら、作業効率のさらなる向上を目指しています。

また、小鶴地区では現在、田の耕地整理を行っており、川島さんはその役員を担っています。「小鶴地区で耕地整理が行われたのは120年も前のこと。今耕地整理を行うことで、次世代により良いものを残していきたい」との思いで、地域農業のために活動されています。

川島さんの今後一層の活躍を期待しています。

主な内容

○地域の担い手紹介.....	表紙
○会長あいさつ.....	2頁
○利用状況調査・利用意向調査 トラクター等を使用する皆様へ.....	3頁
○茨城町農地集積加速化事業・ 農用地利用集積計画・農業者年金.....	4頁
○農地の権利移動・賃借料情報・ 標準農作業料金.....	5頁
○活動報告.....	6頁

会長あいさつ

茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様には、日頃より当委員会の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、私たち農業者にとりまく状況は、ウクライナや中東での紛争のほか、近年まれに見る異常気象などにより肥料、燃料、資材及び流通等、幅広い分野で価格が高騰するなど、我々の農業経営にも深刻な打撃を与えております。

このような厳しい状況において、高齢者の離農や後継者不足による担い手の減少などにより、農業従事者の確保が重要な課題となっています。

町農業委員会では、担い手への農地集積・集約化に向けた農地に関する相談や、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール等

利用状況調査の実施、新規就農の促進のほか、農地法等に基づく業務や、国県町等に対する意見書の提出など、農地利用の最適化を推進してまいりました。

本年度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、町が「地域計画」を策定するため、農業委員会では、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成しました。

このような活動を通して農業委員会は、農業の維持・発展に貢献していくという意識を持ちながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し一丸となつて、諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。

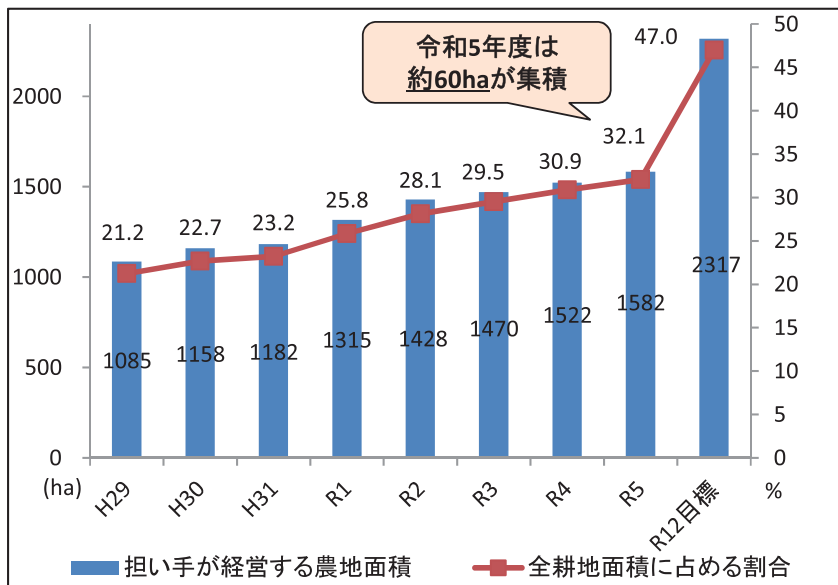
なお、本年3月末日をもって、第23期農業委員・第3期農地利用最適化推進委員の任期が満了となります。これまでの活動に対し、皆様のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。4月の新体制においても、引き続き農業委員会をよろしくお願いいたします。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の一つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の状況は、令和5年度末(R6.3月末)時点で、1,582ヘクタール、集積率32.1%となっております。令和12年度末に集積率47%を目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

○農地関係

- ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
- ・農地中間管理機構の活用促進に関する事
- ・遊休農地対策に関する事

○農地等の利用の最適化の推進関係

- ・農地の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

○農政関係

- ・農政に関する意見書の提出
- ・農業者との意見交換会の実施

○その他の法令に基づく業務

- ・家族経営協定に関する事
- ・農業者年金に関する事
- ・農業者のための調査研究に関する事(標準農作業料金等)
- ・農業者に対する啓発宣伝に関する事(広報の発行等)



農業をとりまく様々な情報や、農業経営に役立つ新しい知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額700円
- ◎申込先 農業委員会事務局

お知らせ

利用状況調査について

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、農地法第 30 条に基づき、年 1 回、利用状況を調査します。

調査期間／毎年 7 月から 8 月まで

対 象／町内にあるすべての農地

※調査時に農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。



利用意向調査について

利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向を把握するため、11 月から 1 月頃にかけて利用意向調査を実施しています。

荒れてしまった農地は、病虫害の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となるおそれもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いいたします。

利用意向調査の対象者が変更になりました

農地法施行規則の一部改正により、令和 3 年度から前年の調査の回答の有無にかかわらず、全ての遊休農地の所有者が意向調査の対象となります。

調査書が届いた際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業で、トラクターやコンバインを使用する際は、以下の点にお気を付けください。

道路を走行するときは、土や泥をよく落としましょう

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出るときは、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまった場合は、落とした泥の清掃にご協力をお願いいたします。

トラクターでの作業時の事故防止について

トラクターでの公道走行時や農作業時における事故防止のため、安全フレーム付（追加装備や買替）のトラクターを使用し、作業中はヘルメット・シートベルトを着用して、周囲の安全確認を徹底し、安全運転をお願いいたします。



茨城町農地集積加速化事業について

茨城町農地集積加速化事業は、担い手への農地集積・集約化を支援する事業で、遊休農地の再生経費を補助する「遊休農地解消支援事業」と、効率的な耕作の妨げとなる境界杭を除去するための図面作成経費等を補助する「農地集積測量支援事業」の2種類があります。

事業を行う場合は、作業前に補助金交付申請書を提出し、農業委員会総会での審議を経て交付決定を受ける必要があります。(事前着工は認められません。)

なお、交付申請は、4月1日から11月30日までとなりますので、ご注意ください。

作業効率の向上、生産コストの削減をお考えの方は、ぜひ活用を検討してみてください。

施工前



施工後



農用地利用集積計画（利用権設定）について

これまで農業委員会で受け付けておりました農用地利用集積計画（利用権設定）は、法律改正により、令和6年度に廃止となり、令和7年度からは農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

茨城町では、令和6年12月をもって農業委員会での利用権の受付を終了しています。今後、農地の貸し借りをする場合（更新を含む）は、農地法3条の許可を受けるか、農地中間管理機構の利用をご検討ください。

なお、現在設定されている利用権は、期間終了まで有効です。

農業者年金制度について

国民年金の“上乘せ年金”として、農業者だけが加入できるのが、農業者年金です。

「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする政策年金という性格を持つ公的年金制度です。

〈加入要件〉

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

〈保険料〉

- ・月額2万円から6万7千円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円から）
- ・若年層で一定の要件を満たす方は、国から保険料の一部補助が受けられる

制度の内容確認など、ご相談については、農業委員会や農業者年金基金にお問い合わせください。

農業者年金を受給されている方は現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

現況届の用紙は5月末に農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

【提出期間】6月1日～6月30日

農地の権利移動には許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときには、農業委員会の許可が必要です。
農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地の形状にある土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法 3 条許可申請
自己所有農地を自らが転用して使用・・・農地法 4 条許可申請
権利の移転、設定を伴う転用・・・・・・農地法 5 条許可申請

締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

※許可を受けた後は、法務局での手続きをお願いします
所有権移転を伴う許可 → 所有権移転登記
転用を伴う許可 → 転用事業完了後、地目変更登記

茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	地域名	平均額(円) ／10 a	最高額(円) ／10 a	最低額(円) ／10 a	データ数 (件)	物納	注意事項
田の部	長岡地区	13,100	15,000	11,700	12	35kg～90kg、37件	1 データ数は、集計に用いた筆数です。 2 平均額は算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。 3 この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、当事者間で協議してください。
	川根地区	11,800	18,000	9,000	36	30kg～90kg、50件	
	上野合地区	6,800	11,000	4,000	5	60kg～65kg、4件	
	沼前地区	13,100	20,000	5,000	8	60kg～90kg、7件	
	石崎地区	17,800	25,000	7,000	62	90kg、7件	
	茨城町全域	14,800	25,000	4,000	123	30kg～90kg、105件	
畑の部	長岡地区	6,000	10,000	2,500	99	60kg、2件	
	川根地区	8,300	10,000	6,000	14		
	上野合地区	10,100	20,000	6,700	59		
	沼前地区	11,500	25,000	5,000	66		
	石崎地区	9,500	10,000	5,000	13		
	茨城町全域	8,700	25,000	2,500	251	60kg、2件	

茨城町標準農作業料金

	作業内容		単位	標準料金（円）
田の部	育苗（中苗購入種子使用）		1箱	800
	耕起		10a	6,600
		2 番耕起	10a	6,600
	あぜ塗り（片面）		1m	50
	代かき		10a	9,000
	機械田植え（苗代別）		10a	8,000
	肥料散布（肥料代別）		10a	2,000
	機械刈取（コンバイン）		10a	22,000
	乾燥・調製 （もみすり含む）	水分27%以下	60kg	2,200
		水分27%以上	60kg	2,200
	もみすり		60kg	1,000
畑の部	耕起		10a	6,600

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。

適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

- 1 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
- 2 この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易度、社会情勢や経済状況など、上記の金額によることが適当でない場合は、当事者間で協議してください。
- 3 農作業料金については、令和 6 年 10 月基準「茨城県最低賃金（時給）1,005 円」を参考にしてください。

活 動 報 告

視察研修 ～群馬県農事組合法人南玉～ R6.10.21

茨城町では、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地の発生防止解消や農地の集積集約化等が大きな課題となっています。今回は、マイコス米栽培により農作業の省力化に先進的に取り組む群馬県玉村町の農事組合法人南玉を視察しました。

農事組合法人南玉では、耕作田の大部分が麦との二毛作であり、組合員の高齢化により省力化が課題となっていました。これらの問題を解決するため、同組合では全国の担い手を中心に少しずつ普及していた「マイコス米」栽培に令和5年から取り組んでいます。マイコス米栽培とは、カビ菌の一種であるマイコスを付着させた種もみを乾田直播し、その根が特徴的な根張り構造を作り、菌根が養分と同時に水分を引っ張ってくるため、水張りなしでの栽培が可能となるものです。毎日の水回りが不要となり、作業軽減につながっています。

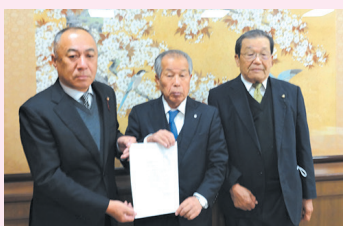
参加した委員からは、「米作りにおいて、苗づくり、しろかき、くろかけ、水の管理など、省略化につながり、農地の集約や規模拡大が可能となる」などの意見や「野菜の栽培でも使用実績があり、飼料用米でも活用できそうだ」との意見が聞かれました。

農業委員会では、研修での成果を生かして農地の集積集約化の推進に取り組んでまいります。



意見書の提出 R7.2.5

農業委員会では、茨城町の農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国や県の事業のほか町独自の施策が継続して実施されるとともに、社会情勢を踏まえた新たな取り組みへの支援がされるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、町及び町議会に対し、農業施策等に関する意見書を提出しました。



編集後記

肥料や燃料、資材等の価格の高騰に加え、夏の猛暑などの異常気象による不作や病害虫の発生などの影響により、農業経営はますます難しくなっております。

このような厳しい状況の中、若い世代が安心して農業を引き継ぐことができるよう、農地の集積、集約化など、「農地利用最適化活動」に今後も取り組んでまいります。

最後に、今回取材に当たっていただきました川島仁一様、本当にありがとうございました。

広報委員長 雨谷 俊祐

都市農村交流事業 R6.11.17

北品川一丁目町会

11月17日に東京都の北品川一丁目町会（大塚好雄会長）の会員ら38人が駒場地内の畑でサツマイモ掘り体験を行いました。北品川一丁目町会との交流事業は、平成19年から実施され、今回は2年ぶりの開催となりました。

今回の体験は、畑を管理する「いも華族」（江幡甚一代表）の協力を得て行われました。

箭原会長から参加者へ「茨城町には安全で安心な野菜、お米、畜産関係が多くある。東京に帰ったら町の宣伝をしてほしい」と歓迎の挨拶がありました。

今回の参加者には、子供達も多く、収穫したサツマイモに大喜びしていました。収穫の後には、焼きいもを試食しました。

参加者からは、「知り合いに農家もいないので、このような経験は、なかなかできない。すごくよい経験で毎年でもやりたい。」との声が聞かれました。

